

令和6年第3回臨時会（11月5日開会・閉会）

飯綱町議会 会議録

令和6年第3回飯綱町議会臨時会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号(11月5日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告、質疑	7
○議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○町長あいさつ	13
○閉議及び閉会の宣告	13
○会議録署名	15

飯綱町告示第141号

令和6年第3回飯綱町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 6年10月30日

飯綱町長 峯村勝盛

- 1 期 日 令和 6年11月 5日
- 2 場 所 飯綱町役場 議場
- 3 付議案件 下記のとおり

議案番号	議 案 名
報告第14号	令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について
議案第72号	飯綱町特別職の職員で常勤の者の給料月額の特減に関する条例
議案第73号	教育委員会委員の任命について

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

不応招議員（なし）

令和6年第3回飯綱町議会臨時会

(第 1 号)

令和6年第3回飯綱町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年11月5日（火曜日）午前10時開会

開 会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第14号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について

日程第 4 議案第72号 飯綱町特別職の職員で常勤の者の給料月額の特減に関する条例

日程第 5 議案第73号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	副町長	池内武久
教育長	馬島敦子	総務課長	高橋秀一
教育次長	笠井順一		

事務局職員出席者

事務局長	土倉正和	事務局書記	若林諒
------	------	-------	-----

開会 午前10時

◎開会及び開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さん、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和6年第3回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和6年第3回飯綱町議会臨時会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、何かとご多用の中、定刻までにご参集いただきまして厚く御礼を申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、一般会計補正予算の専決処分に伴います報告が1件、常勤の特別職である町長と副町長の給料月額の特減に関する条例が1件、任期満了に伴う教育委員会委員の任命に関する件の計3件でございます。

一般会計の補正予算は先に行われた、衆議院総選挙に関する費用であり、補正額980万3千円は全額国庫支出金で充当しております。

議案第72号の特別職の職員で常勤の者の給料月額の特減に関する条例は、10月31日付の職員の懲戒処分に伴い、町長、副町長の給与月額を減額するものであります。

町長にあつては、12月1日から翌年2月28日までの3か月、副町長にあつては12月1日から12月31日までの1か月それぞれ10分の1の額を減額するものであります。

教育委員会委員の任命であります。任期満了を迎えられる飯田教育委員の退任に伴います任命であります。

新たに寺島茂さんを任命したく議会に同意を求めるものであります。

いずれの案件につきましても、ご提案の際には詳しくご説明申し上げたいと思っております。

十分なるご審議をお願い致しまして開会のごあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青山弘） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、3番 小林文廣議員、4番 瀧野良枝議員、5番 渡邊千賀雄議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（青山弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長の報告を求めます。大川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大川憲明 登壇・報告〕

○議会運営委員長（大川憲明） 12番、大川憲明です。

本日招集されました、令和6年第3回飯綱町議会臨時会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

本日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日1日限りといたします。

日程案につきましては、会期決定後、議案の提案説明、質疑、討論、採決を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（青山弘） お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（青山弘） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第14号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項、町長の専決処分事項に関する条例第8号の規定による報告案件です。

説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（報告第14号）

○総務課長（高橋秀一） 報告第14号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてご説明申し上げます。通し番号3ページ報告書並びに通し番号21ページ議案の提案説明書をご覧ください。通し番号21ページ議案の提案説明書によりご説明申し上げます。

報告第14号の補正予算は、町長の専決処分事項に関する条例第8号の規定に基づく専決処分
で地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものでございます。

この専決処分は、先月27日に執行された衆議院議員総選挙に係るもので、歳入歳出それぞれ980万3千円を増額し、補正後の予算額を94億7,103万9千円とするものです。

主な補正内容は、歳出では報酬で投開票における管理者等の委員報酬等83万6千円を、職員手当等で選挙事務等に係る職員の時間外手当など340万1千円を、需用費で事務用品など56万3千円を、委託料で入場券作成や長野シルバー人材センターへの立会いに委託業務など236万3千円を、使用料および賃借料で、投票用紙分類機のレンタル料など117万7千円を計上しています。

また歳入では、衆議院議員総選挙に係る国庫委託金980万3千円を計上しています。

専決処分日は令和6年10月10日でございます。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、報告第14号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第4、議案第72号 飯綱町特別職の職員で常勤の者の給料月額減額に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第72号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第72号 飯綱町特別職の職員で常勤の者の給料月額減額に関する条例についてご説明申し上げます。通し番号15ページ議案書並びに通し番号21ページ下段議案の提案説明書をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明申し上げます。

制定の理由ですが、10月31日にご報告しました職員に対する懲戒処分について、この度の事案を重く受け止め、町政をあずかる責任者としての立場から、町長並びに副町長の給料月額を減額するものです。

町長は令和6年12月1日から令和7年2月28日までの3か月間10%減額、副町長は令和6年12月1日から同年12月31日までの1か月間10%減額する時限の条例を制定するものであります。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間行男です。今回の事案説明書を読ませていただきましたけれども、個人の私生活の中で起きた事案だと解釈しておりますが、それに関しても町長、副町長の責任を負わなきゃいけないような案件なのか非常に危惧するところですが、そうすると今度私生活のプライバシー侵害になるというようなことまで関連するような気がします。よって、これ私は町長、副町長の責任は取らなくていいんじゃないかと思いますが。

○議長（青山弘） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答え申し上げます。今回の事案は確かに議員ご指摘の通り私生活上の問題に対する懲戒処分ということでございます。

私生活上の職員の非違行為であってもその内容によっては公務員としてのいわゆる信用失墜行為の禁止に地方公務員法上あたるものということになります。ですので、仮に私生活上であってもそういった非違行為があった場合に懲戒処分を行うというのは色々な実例を見ましても行われていることでございます。

次にその案件について町長、副町長の責任をどこまで問うかということになるかと思えます。過去にも色々な懲戒処分の事例もございました。そういった過去の事例と、あるいは他の市町村における事例とも鑑みまして、その中で町政全般を担う町長あるいは副町長の責任というものもあり、今回の事案は町民の飯綱町に対する信用を傷つけてしまうという行為にも該当するのではないかということで、町政全般をあずかる町長、副町長にも職員を指導監督する立場としてその責任を明確にする必要がある、そういう観点から町長、副町長の減額条例を提案させていただいたものでございます。

○議長（青山弘） 他に質疑はございませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。ただいまの説明の中で、やはり指導監督の面から信用失墜行為にあたるということで町政をあずかる責任者としての立場から減額になったということですが、そういったことが考えられるという私生活上の職員の非違行為に関して一般的なコンプライアンス研修のようなもの以外に例えば本当に実効性のある何か新たな取り組みという

ものを考えていらっしゃればお聞かせください。

○議長（青山弘） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。今、瀧野議員から実効性のある新たな取り組みというふうなお話もあったところでございます。

現実問題として新しい取り組みで何かこういったことをやればすぐに職員の非違行為あるいはコンプライアンス意識というものがすぐに改善できるというようなことがあればそれに越したことはないわけですが、現実問題としますと何かある形の内容によってすぐにそのコンプライアンス意識が高まるという即効性のあるものというのはなかなか現実的には難しい状況でございます。

今回のこういった事案も含めて8月にも1件懲戒処分にあたる事例がございました。これもやはり職員のコンプライアンス意識の面があります。そういったものを踏まえて事案の発生、処分の都度、課長会議でコンプライアンスの徹底を図ったり、あるいは四半期ごとの訓示の中でそういったものを徹底したり、今回は特に急遽9月27日に職員対象のコンプライアンス研修を実施いたしまして、勤務時間中ではありましたが、半分までは行きませんでした。病院を除いて4割以上の職員が参加してもう一度コンプライアンス意識の徹底を図ったところでございます。

こういったことについては、その非違行為があった時に注目をされるわけですが、そうではなしにこうしたことがない時期であっても常日頃から繰り返し繰り返しこういった意識の徹底を図ってしっかりとした職員のコンプライアンス意識というものを常日頃から持ち合わせるように、地道に徹底していくということに心掛けていきたいと考えております。

○議長（青山弘） 他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 72 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者の給料月額の特減に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 73 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 5、議案第 73 号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇・説明〕（議案第 73 号）

○町長（峯村勝盛） 議案第 73 号 教育委員会委員の任命について、下記の者を教育委員会の委員に任命したいから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住所 飯綱町大字柳里〇〇番地、氏名 寺島茂、昭和〇年〇月〇日生まれ。

令和 6 年 11 月 5 日提出、飯綱町長。

詳細な説明を付け加えさせていただきます。現在 1 期目をお務めの教育委員の飯田治夫氏が 11 月 9 日で任期満了となります。そこで新たに教育委員として、横手区在住の寺島茂氏をご提

案するものでございます。

寺島氏は、長野工業高等学校を卒業後、株式会社電算に就職され、昨年令和5年7月まで46年間勤務され、定年退職されております。その間には、地区や地域組織の役職も歴任されており、横手区の区長や公民館横手分館長、大門川水利組合の組合長、クリーンセンター牟礼管理組合の副組合長など地域行政等の一端を担い、町に関わる事柄にも責任ある立場で地域の代表として参加し活躍され現在に至っておられます。

また、既に成人されておりますが3人のお子さんを育て、学校関係では旧牟礼西小学校のPTA会長としても活躍され、地域教育行政についても経験が豊富であります。これからは地域で子供を育てるといった観点から地域で活躍し、地域情勢に精通している経験を生かし広い視野で教育行政に携わっていただけたらと思っております。穏やかな人柄で地域の人望も厚く、今後は地域のために尽くしたいとの希望を持っておられます。

つきましては、教育委員の適任者として今回ご提案するものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 73 号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可いたします。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 第 3 回臨時議会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

只今のご提案申し上げました案件につき、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。職員の懲戒処分に伴います、私と副町長の給与の減額であります。役場の業務はどれをとっても、住民の皆さんの絶対的な信頼がなければ成り立ちません。信頼を失う行為があったことは、極めて残念なことであり、指導、監督が甘かったことを意味するものであります。

住民の方々に深くお詫び申し上げますとともに、このようなことが二度と起こらないように、職員教育を徹底して参りたいと思っております。

新たに教育委員に就任いただく寺島様におかれましては、ICT に関する知識が豊富、PTA 役員も務められるなど、知識や経験を生かした教育活動に期待したいと思っております。

結びに、いよいよ厳しい季節を迎える兆しが見えてきました。議員各位におかれましては、お体ご自愛のほどお祈り申し上げます。本日はありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（青山弘） 本日の会議はこれで閉じ、令和 6 年第 3 回飯綱町議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時23分

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

3番

4番

5番